

特定非営利活動法人 きづき 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 きづき という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に精神に疾患をもっている方に対して、心の安定が得られるような関わりを通して日常生活・社会生活・就労支援を総合的に行い、社会的・精神的自立を支援する事業を行う。また、社会情勢に見合った情報収集研修や提供及び広報・啓発事業を行い、社会参加を推進し差別や偏見が取り除かれ、すべての人々が豊かに安心して暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 通所施設の設置・運営に関する事業
 - ② 情報収集研修・提供及び広報・啓発事業
 - ③ 相談支援に関する事業
 - ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算に関する事項

(5) 事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金、会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において議決したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岩 田 文 子
副理事長	山 内 廣 子
副理事長	下 谷 敦
理事	牧 野 定 雄
理事	佐 藤 智保子
理事	岩 崎 久 子
監事	山 口 彰 子
監事	本 間 芳 明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	1000円	団体	1000円
賛助会員	個人	0円	団体	0円

(2) 年会費

正会員	個人	2000円	団体	2000円
賛助会員	個人	1口	2000円	(1口以上)
	団体	1口	2000円	(1口以上)

附則

この定款は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この定款は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

平成21年12月22日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成22年3月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文



1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 きづき

2 代表者の氏名
岩田 文子

3 主たる事務所の所在地
座間市緑ヶ丘5丁目6番24号 ハイム川崎202号

4 定款に記載された目的

この法人は、精神に疾患をもっている方々に対して、心の安定が得られるような関わりを通し、ニーズに対応した相談支援事業及び自立に関する情報の収集や提供・活動を行う。社会的・精神的自立を支援するとともに地域社会に広報活動・啓発事業も行う。精神に疾患をもっている方々の社会参加を推進して差別や偏見が取り除かれ、すべての人々が豊かに安心して暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動

6 定款に記載された事業

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ①通所施設の設置・運営に関する事業
 - ②相談支援事業
 - ③情報収集・提供及び広報・啓発事業
 - ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

履歴事項全部証明書

神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番28号
 特定非営利活動法人きづき

会社法人等番号	0210-05-005372		
名称	特定非営利活動法人きづき		
主たる事務所	神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番24号ハイム川崎202号		
	神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番28号	平成23年	7月 1日移転
		平成23年	7月 7日登記
法人成立の年月日	平成22年3月25日		
目的等	<p><u>目的及び事業</u> この法人は、主に精神に疾患をもっている方に対して、心の安定が得られるような関わりを通して日常生活・社会生活・就労支援を総合的に行い、社会的・精神的自立を支援する事業を行う。また、社会情勢に見合った情報収集研修や提供及び広報・啓発事業を行い、社会参加を推進し差別や偏見が取り除かれ、すべての人々が豊かに安心して暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①通所施設の設置・運営に関する事業 ②情報収集研修・提供及び広報・啓発事業 ③その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: right;">平成25年 9月19日変更 平成25年10月10日登記</p>		
	<p><u>目的及び事業</u> この法人は、主に精神に疾患をもっている方に対して、心の安定が得られるような関わりを通して日常生活・社会生活・就労支援を総合的に行い、社会的・精神的自立を支援する事業を行う。また、社会情勢に見合った情報収集研修や提供及び広報・啓発事業を行い、社会参加を推進し差別や偏見が取り除かれ、すべての人々が豊かに安心して暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①通所施設の設置・運営に関する事業 ②情報収集研修・提供及び広報・啓発事業</p>		

	③相談支援に関する事業 ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 平成28年11月21日変更 平成28年12月 2日登記
	----- ----- ----- ----- -----
資産の総額	金0円 ----- 金0円(債務超過額 金893万8262円) 平成24年 3月31日変更 平成26年 8月 6日登記 ----- 金0円(債務超過額 金741万1899円) 平成25年 3月31日変更 平成26年 8月 6日登記 ----- 金0円(債務超過額 金362万5828円) 平成26年 3月31日変更 平成26年 8月 6日登記 ----- 金686万5314円 平成27年 3月31日変更 平成27年 5月18日登記 ----- 金1310万524円 平成28年 3月31日変更 平成28年 6月17日登記 ----- 金1480万2168円 平成29年 3月31日変更 平成29年 6月 1日登記
登記記録に関する事項	設立 平成22年 3月25日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局湘南支局管轄)

平成29年 8月10日

横浜地方法務局大和出張所
 登記官

岡 戸 嘉 信



特定非営利活動法人 きづき

賃金規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人きづき(以下きづきという)の就業規則第32条に基づき、就業者(以下スタッフという)の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第2条に定めるスタッフに適用する。

(賃金の種類)

第3条 スタッフの賃金の種類は次の通りとする。

1. 常勤スタッフ

- (1) 基本給
- (2) 管理職手当
- (3) 職務手当
- (4) サービス管理責任者手当
- (5) 資格手当
- (6) 実習生手当
- (7) 通勤手当
- (8) 時間外勤務手当

2. 非常勤スタッフ

- (1) 時間給
- (2) 通勤手当

第2章 賃金計算及び支払方法

(計算期間)

第4条 賃金の計算期間は、毎月1日から当月の末日までを1ヵ月として計算する。

(賃金の支払日)

第5条 賃金の支払日は、翌月25日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(賃金の支払方法)

第6条 賃金は、原則として通貨で直接本人に手渡しして支払う。但し、継続して従事するスタッフについては、直接本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振込むこともできる。

(賃金の控除)

第7条 賃金から、次に掲げる各号のものを控除する。但し、非常勤スタッフについては法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 源泉所得税及び住民税
- (2) 雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料
- (3) その他、スタッフ代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの

(常勤スタッフの中途入社・退職者並びに休職者及び復職者の賃金計算)

第8条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を原則として下記の算式により日割計算して支払う。

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 出勤日

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、

- (1) 原則として、有給消化若しくは休日出勤で対応するものとする。
- (2) 例外として、1日又は1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のをすべてを支給しないものとする。

ア. 遅刻・早退・私用外出等の控除

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月平均所定労働時間 × 不就労時間数

イ. 欠勤控除

(基本給+諸手当) ÷ 1ヵ月平均所定労働日数 × 不就労日数

(休暇休業等の賃金)

第10条 就業規則第17条に定める年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第3章 基本給

(基本給)

第11条 常勤スタッフの基本給は、スタッフごとに次に掲げる要素を考慮して月額で定める。

- (1) 年齢
- (2) 勤続年数
- (3) 職務遂行能力

第4章 諸手当

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、スタッフ及び事業運営において管理監督の地位にあるスタッフに対して支給する。

(職務手当)

第13条 職務手当は、事業において管理監督の地位にあるスタッフに対して支給する。

(サービス管理責任者手当)

第14条 サービス管理責任者手当は、サービス管理責任者の有資格者に対して支給する。

(資格手当)

第15条 資格手当は、きづきの運営上必要な資格を有する者に対して支給する。

(実習生手当)

第16条 実習生手当は、実習生受入れ時、付随する書類作成等を行う者に対して支給する。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、所定の交通機関を利用して通勤する者に対して交通費の実費を(1万円を上限とする)支給する。

(時間外勤務手当)

第18条 時間外勤務手当は、原則として次の算式により計算して支給する。但し、就業規則第13条に定める休日の振替を行った場合はこの限りではない。

(1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

(基本給+諸手当)÷1ヵ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数

(2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

(基本給+諸手当)÷1ヵ月平均所定労働時間×1.35×法定休日労働時間数

(時間給)

第19条 非常勤スタッフの時間給は、次に掲げる要素を考慮して時間額で定める。

(1) 勤続年数

(2) 職務遂行能力

(非常勤スタッフの通勤手当)

第20条 非常勤スタッフの通勤手当は、所定の交通機関を利用して通勤する者に対して、交通費の実費を(5千円を上限とする)支給する。

(賃金の改定)

第21条 基本給及び諸手当等の賃金の改定については、原則として毎年6月に行う。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第5章 賞 与

(賞与)

第22条 各期の業績を勘案して、不定期に賞与を支給することがある。

附 則

この規定は、平成26年4月1日より適用する。

この規定は、平成27年10月1日より一部改定する。